



## 市消費生活 政モニターになってみませんか

モニター制度をご存じですか。市は市政モニターと、消費生活モニターのふたつの制度を設け、広く市民のみなさんの声を吸収する窓口としています。

モニターの仕事は、市の行政をスムーズにすすめるために建設的な意見や、要望を寄せていただき、行政にアドバイスをしていただくものです。

日頃、市政に関心をもっている人の登場をお待ちしています。

### こんな活動をしています

市政の現状を知っていただくために、公共施設を見学しました。

この1年間に5回開催したモニター会議では日常生活にかかわりの深い、教育や医療、環境衛生などについて、市長と担当部課長を交えて話し合ってきました。

このほか日頃、地域で気がついたことがあればそのつどモニター通信で寄せていただいています。

### 市政モニター応募要項

#### ◆応募資格

- ・昭和57年1月1日以前から市内に住んでいる満20歳以上の人。
  - ・市政や地域開発などに関心をもっている人。
  - ・市の行政委員、公務員は応募できません。
  - ・市政モニター経験者は原則として応募できません。
- ただし、応募者の年齢、性別、職業、地域などを考慮して応募を認めることがあります。

#### ◆募集人員

各階層、地域から25人

#### ◆募集期限

昭和57年3月15日(月)まで

#### ◆委嘱期間

昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで

#### ◆応募方法

ハガキに住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、富士市永田61-1 市行政管理部広報広聴課へ申し込んでください。 ☎51-0123 内線528

### 消費生活モニターの1年

食品や日用品の価格などを調査するため、実際に商店で買物をする買い取り調査と、品目を決めて店頭で並んでいる商品を見て歩く見取り調査をしています。

毎年開かれている消費生活展へ参加し、消費者組織をつくっていく役割の一端もはたしています。

また他市との交流を行い勉強会を実施しています。

### 消費生活モニター応募要項

#### ◆応募資格

- ・市内に住んでいる家庭の主婦
- ・日常の買物を直接行っている人
- ・生活必需品の販売に関係していない人
- ・消費生活に深い関心をもち、積極的に勉強してみたい人

#### ◆募集人員

各地域、各年代から60人

#### ◆募集期限

昭和57年3月15日(月)まで

#### ◆委嘱期間

昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで

#### ◆応募方法

ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、世帯主名、本人と世帯主の職業、家族構成を記入し、富士市永田61-1 市市民生活課へ申し込んでください。  
☎51-0123 内線248

### 漁業に関する資料はありませんか

博物館は、4月23日から5月30日まで仮称富士市の漁業に関する企画展を計画しています。しかし資料がまだまだ不足していますので、みなさんの家庭に次のようなものがありましたら博物館までご連絡ください。

#### ◆探している資料

1, 浜に関連のある写真

例. 漁業を行っている写真や昔の浜の風景写真など。

2, 漁民の着物

例. 浜ポッコ (刺し子)、着流し、袷、トンボ笠、ミノ (雨具) など。

3, 浜の食生活に関連したもの

例. メンパ、メンパ袋、ざる、釜など。

4, 漁具、加工具

例. 桜えび、かつおなどを煮た釜、えび網、やす、漁船など。

その他漁業の時、漁村のくらしの中で使われた生活用品などです。

連絡先 市立博物館 市内伝法66-2 ☎21-3380